

10 項又は第 13 項」に改め、同項第 196 号中「第 54 条の 2 第 1 項第 2 号」を「第 53 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号」に改め、同項第 204 号及び第 205 号を削り、同項第 206 号中「第 68 条の 4 第 1 項」を「第 68 条の 3 第 1 項」に、「住宅地高度利用地区計画の区域」を「再開発等促進区等」に改め、同号を同項第 204 号とし、同項第 207 号中「第 68 条の 4 第 4 項」を「第 68 条の 3 第 4 項」に、「住宅地高度利用地区計画の区域」を「再開発等促進区等」に改め、同号を同項第 205 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(206) 建築基準法第 68 条の 4 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査
地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000 円

(207) 建築基準法第 68 条の 5 の 2 第 2 項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査
地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 160,000 円
第 2 条第 1 項第 208 号及び第 209 号を次のように改める。

(208) 建築基準法第 68 条の 5 の 4 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率又は同条第 2 項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査
地区計画等の区域における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000 円

(209) 建築基準法第 68 条の 5 の 5 第 1 項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の認定の申請に対する審査
地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料 27,000 円
第 2 条第 1 項第 213 号の次に次の 2 号を加える。

(213) の 2 建築基準法第 86 条第 3 項の規定に基づく複数建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査
敷地内に広い空地を有する総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料
ア 建築物の数が 2 である場合 220,000 円
イ 建築物の数が 3 以上である場合 220,000 円に 2 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額

(213) の 3 建築基準法第 86 条第 4 項の規定に基づく複数建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査
敷地内に広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料
ア 建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が 1 である場合 220,000 円
イ 建築物の数が 2 以上である場合 220,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額

第 2 条第 1 項第 214 号中「同一敷地内建築物」を「同一敷地内認定建築物」に改め、同号の次に次の 2 号を加える。

(214) の 2 建築基準法第 86 条の 2 第 2 項の規定に基づく同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査
同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料
ア 建築物（同一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が 1 である場合 220,000 円
イ 建築物の数が 2 以上である場合 220,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額

(214) の 3 建築基準法第 86 条の 2 第 3 項の規定に基づく同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査
同一敷地内許可建築物以外の建築物の特例許可申請手数料
ア 建築物（同一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が 1 である場合 220,000 円
イ 建築物の数が 2 以上である場合 220,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額

第 2 条第 1 項第 215 号中「認定」の次に「又は許可」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 熊本県収入証紙条例（昭和 39 年熊本県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 手数料の項第 195 号及び第 196 号を削り、同項第 197 号中「住宅地高度利用地区計画の区域」を「再開発等促進区等」に改め、同号を同項第 195 号とし、同項第 198 号中「住宅地高度利用地区計画の区域」を「再開発等促進区等」に改め、同号を同項第 196 号とし、同号の次に次のように加える。

197 地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

198 地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料